

令和6年能登半島地震による災害廃棄物発生量の推計



- 今回の震災では、**約240万トン**（県全体）の災害廃棄物が発生すると推計

※環境省「災害廃棄物対策指針 技術資料」等に基づき推計
※現時点での推計

- 本県の年間ごみ排出量 **約7年分** に相当

（参考） H28熊本地震：311万トン H19能登半島地震：25万トン

<推計条件など>

- 災害廃棄物発生量（推計値）
「全壊・半壊建物から発生する解体ごみ」+「家具・家財などの片付けごみ」
- 全壊・半壊建物数の推計方法
 - ① 全壊・半壊数が公表されている市町は、**実数値**（小松市、加賀市、能美市、川北町）
 - ② 全壊・半壊数が公表されていない市町は、**防災科研が提供するデータを活用**（輪島市、珠洲市、穴水町、能登町、七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町、金沢市、白山市、野々市市、津幡町）
 - ③ **液状化の影響が大きい市町は、応急危険度判定を活用**（かほく市、内灘町）



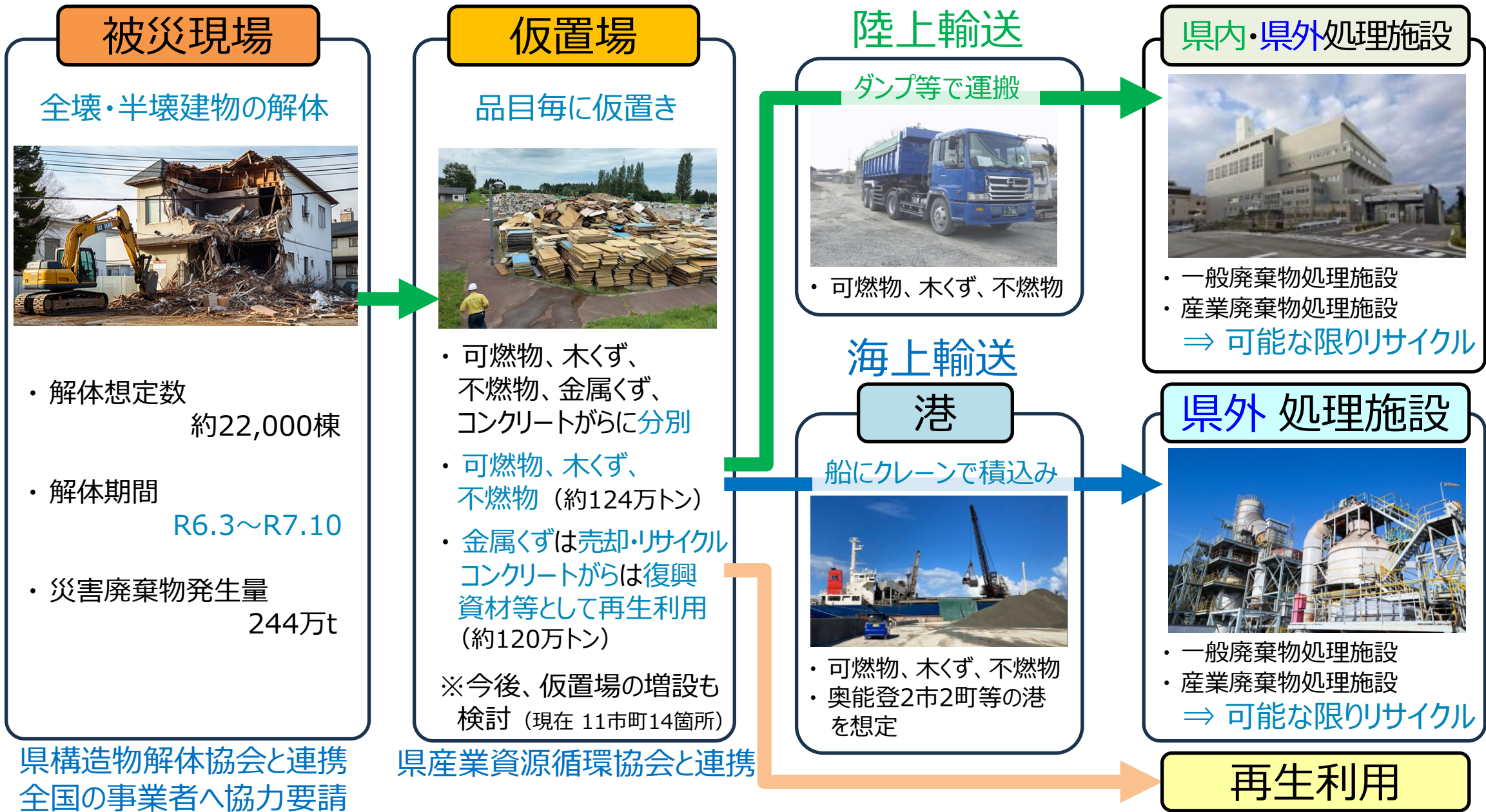


各市町の災害廃棄物発生量（推計）

市町名	全壊・半壊棟数 推計値（棟）	災害廃棄物発生 推計量（万トン）	年間ごみ排出量と の比較（年分）	市町名	全壊・半壊棟数 推計値（棟）	災害廃棄物発生 推計量（万トン）	年間ごみ排出量と の比較（年分）
珠洲市	10,940	57.6	132	内灘町	868	4.9	6
輪島市	8,662	34.9	31	津幡町	1	0.0	0
能登町	6,045	31.3	46	金沢市	25	0.1	0
穴水町	5,153	27.5	96	野々市市	0	0	0
奥能登計	30,800	151.3	59	白山市	7	0.0	0
志賀町	4,999	28.9	44	川北町	0	0	0
七尾市	10,310	49.8	24	能美市	8	0.0	0
中能登町	2,320	5.3	14	小松市	32	0.0	0
羽咋市	849	1.8	3	加賀市	22	0.0	0
宝達志水町	46	0.1	0				
かほく市	357	1.8	2	合計	50,644	244.0	7

奥能登では平年の **約60年分（約151万トン）** のごみが発生見込み
⇒ **迅速かつ広域的な処理が必要**

災害廃棄物の処理イメージ



被災市町への支援体制



国・県・全国自治体から応援職員の派遣等により、市町を支援

被災市町

技術支援

環境省

人材
バンク

環境省や被災経験のある自治体の災害廃棄物処理の知見を有する職員を派遣

連携

体制支援

石川県

応援
自治体

解体撤去など体制支援のため、県職員のほか、全国知事会を通じて、長期的に職員を派遣

令和6年2月6日策定

1. 処理主体

市町（廃棄物処理法第4条第1項）

【県の役割】（廃棄物処理法第4条第2項、第4条の2）

- 被災市町が行う災害廃棄物の処理に対する**技術的支援**
- 災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための国、他都道府県、民間事業者団体等との**広域的な連携調整**
- 市町による処理が困難な場合における**人的支援や事務支援等の調整**
- 災害廃棄物処理全体の進捗管理

- 関係団体と連携し、県内外の事業者の協力を要請
- 国・県・全国自治体からの応援職員の派遣等により、被災市町を支援

2. 災害廃棄物の発生推計量

概ね240万トン

ただし、被害状況の把握の進展等を踏まえて適宜見直す

3. 処理期間

令和7年度末の処理完了を目標とする

ただし、損壊家屋の解体・撤去の進捗等を踏まえて適宜見直す

4. 処理方法

- 被災者の生活再建を最優先とし、適正かつ円滑・迅速な処理を行う
- 災害廃棄物の処理にあたっては、生活環境保全等に留意するとともに、可能な限り分別、選別、再生利用等を行い、最終処分量の低減に努める
- 損壊家屋等の解体・撤去は、現場における分別解体を原則とする
- 市町の一般廃棄物処理施設での処理を原則とし、自市町での処理が困難な場合は、県内の一般廃棄物や産業廃棄物の処理施設を活用するとともに、目標処理期間内での処理完了に向け、県外での広域処理（海上輸送を含む）を行う

5. 財源

国の補助制度を活用する

災害廃棄物処理事業費補助金 1/2	交付税措置 地方負担の95%	市町 2.5%
----------------------	-------------------	------------

国 97.5%

市町の財政負担のさらなる軽減を国に要望

石川県災害廃棄物処理の基本方針③



【全体工程】

		令和5年度			令和6年度												令和7年度											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
県災害廃棄物 処理実行計画		★ 計画の実行（必要に応じて見直し）																										
		★ 基本方針			★ 実行計画の策定																							
県内 処理	仮置場の設置運営	★ 開設 設置運営																										
	公費解体工事の実施	★ 受付																										
	災害廃棄物の処理	★ 解体工事実施																										
広域処理		★ 運搬、処分																										
		★ 調整																										
		★ 運搬、処分																										

被災者の生活再建を最優先に、災害廃棄物を迅速に処理

被災建物の解体・撤去（公費解体）について



公費解体

被災した建物の所有者の申請に基づき、
市町が所有者に代わって解体・撤去を行います

◆実施を予定している市町 16市町（2月5日現在）

能登北部 : 珠洲市、輪島市、能登町、穴水町
能登中部 : 七尾市、志賀町、中能登町、羽咋市、宝達志水町
石川中央 : かほく市、津幡町、内灘町、金沢市
南加賀 : 小松市、能美市、加賀市



◆対象となる建物 「全壊」・「大規模半壊」・「中規模半壊」・「半壊」
と認定された建物

- ※ 申請には、「り災証明書」（又は被災証明書）が必要です
- ※ 建物以外の塀・擁壁・樹木・カーポート等は原則対象外です
（建物の解体・撤去の支障となるものについては対象となる場合があります）
- ※ 個人で業者等に依頼して解体した場合も、市町が費用負担できる場合があります

制度の詳細については、各市町から改めて案内予定です

※能登町 2月13日から受付開始